

かながわ RE100 ロゴマーク使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、神奈川県（以下「県」という。）における再生可能エネルギー由来の電力（以下「再エネ電力」という。）の利用を広く呼びかけるため、かながわ RE100 ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を県機関以外の者が、使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、次のデザインを使用する。



2 かながわ再エネ電力利用事業者認定証（以下「認定証」という。）の交付を受けている県内企業等が、ロゴマークを使用するときは、認定証に記載されている色のデザインを使用しなければならない。

(使用許可の申請等)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ、かながわ RE100 ロゴマーク使用許可申請書（第1号様式）を神奈川県環境農政局環境部環境計画課長（以下「課長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用許可)

第4条 課長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を許可するものとする。

- (1) ロゴマークの品位を傷つけ、又は再エネ電力の利用の正しい理解の妨げになるようなとき
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのあるとき
- (3) その他課長がロゴマークの使用について不相当と認めたとき

2 前項に定める許可は、かながわ RE100 ロゴマーク使用（変更）許可書（第2号様式）をもって行うものとする。

(無償使用)

第5条 ロゴマークの使用は、無償とする。

(データ加工の禁止)

第6条 ロゴマークの使用許可を受けた者が、ロゴマークを使用する際は、第2条に定めるデザインをそのまま使用し、「変形」や「回転」、「色の変更」、「影付け」、「縁取り」等の加工を加えてはならない。

(許可内容の変更)

第7条 ロゴマークの使用許可を受けた者が、許可された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、かながわ RE100 ロゴマーク使用許可変更申請書（第3号様式）を課長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項に定める許可は、第4条第2項による。

(許可の取消し)

第8条 課長は、ロゴマークの使用がこの要領及び許可の内容に違反していると認められるときは、当該許可を取り消すことができる。

2 前項に定める許可の取消しは、かながわ RE100 ロゴマーク使用許可取消書（第4号様式）をもって行うものとする。

3 第1項の規定により許可を取り消された者は、ロゴマークを使用してはならない。

(使用の廃止)

第9条 使用者は、ロゴマークの使用を終了したときは、かながわ RE100 ロゴマーク使用廃止届出書（第5号様式）を課長に提出するものとする。

(法的責任)

第10条 県は、ロゴマークの使用者の活動について、いかなる責任も負わない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月29日から施行する。